

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 米国リミテッド・パートナーシップ(LPS)の日本における税務上の取扱い

国税庁は2017年2月9日、ホームページ上に、「The tax treatment under Japanese law of items of income derived through a U.S. Limited Partnership by Japanese resident partners」¹を公表し、米国リミテッド・パートナーシップ（以下、米国LPS）の日本における税務上の取扱いについて見解を示しました。

国税庁の見解

今回の国税庁の見解は英文のみで公表されました。その主な内容は以下の通りです。

- 1 国税庁は、日本の居住者（例えば年金基金等）が米国LPSを通して稼得した所得の日本の税務上の取り扱いについて明確化を求めていることを認識している。なぜなら、2015年7月17日の最高裁判決²が、米国LPSを我が国の租税法上の外国法人に該当すると判示したため、米国LPSは団体課税されるべきなのか、あるいは構成員課税されるべきなのかという懸念を引き起こしたからだ。
- 2 国税庁は、2005年の税制改正（組合事業から生ずる所得の計算特例の創設³）を踏まえて米国LPSを通じて稼得する所得に係る構成員課税について一切の意義を唱えない。日本の構成員が得た所得の性質及び源泉は、米国LPSが認識した所得を基礎として決定される。ただし、米国LPSが連邦税法上の法人として課税される団体として分類される選択をしなかった場合に限る。
- 3 上記により、米国LPSを通じて所得を稼得する日本の居住者は、日米租税条約の他のすべての要件を満たす場合には、租税条約の恩典を享受する資格がある。

以上のとおり、国税庁は、米国LPSをパス・スルー事業体として取り扱うことを認めていますので、日本の居住者である構成員が米国LPSを通じて得られた配当・利子等の所得については、日米租税条約の軽減税率または免税措置を適用することができるものと考えられます。

ただし、米国のチェック・ザ・ボックス規則⁴により、米国LPSが団体課税を選択した場合は、日本でのパス・スルー課税は行われない点が明らかにされています。米国LPSが団体課税として取り扱われる場合には、パス・スルー課税が行われる場合とは異なり、日米租税条約の恩典を受けることはできません（日米租税条約第4条6項e）。

お見逃しなく！

- デラウェアLPSを租税法上の外国法人に該当するとした最高裁判決と今回の国税庁の見解は異なるため、納税者側が最高裁の判断を踏まえて米国LPSを法人として申告してきた場合には、その申告が認められるかどうか疑問が生じます。
- 米国LLCについては、米国において米国LPSと同様に、チェック・ザ・ボックス規則が適用されているにもかかわらず、国税庁はホームページ上において、外国法人に該当するものとして取扱うとしています⁵。

¹ 国税庁 HP（英文） http://www.nta.go.jp/foreign_language/tax_information.pdf

² 米国デラウェア州法に基づいて設立されたLPSが日本の租税法上の外国法人に該当するかが争われた訴訟（国際税務ニュースレター2015年10月号掲載）

³ 組合事業に主体的に関与していない組合員の損失計上を出資額までに制限する特例。

⁴ 米国財務省規則301.7701は国内外を問わず、法人または法人として扱われる事業体（Per se corporation）以外の事業体の課税上の取扱いについて選択制を採用している。この制度はCheck-the-box regulationsと呼ばれている。

⁵ 国税庁 HP 質疑応答事例 <http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/hojin/31/03.htm>



Grant Thornton

An instinct for growth™

- 外国子会社配当益金不算入制度における「外国子会社」（法法 23 の 2①かっこ書）、タックス・ヘイブン対策税制における「外国関係会社」（措法 66 の 6②一）、及び移転価格税制上の国外関連者（措法 66 の 4①かっこ書）は、いずれも外国法人であることが前提なので（法法 2①四、措法 2①二）、パス・スルー課税を選択した米国 LPS がこれらの税制の対象になることはないと思われます。